

社会福祉事業一覧表

<第一種社会福祉事業> (17事業)

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）です。

- 1 生活保護法に規定する以下の事業又は施設を経営する事業
 - ①救護施設、②更生施設、③その他、生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設、④生計困難者に対する助葬事業
- 2 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - ①乳児院、②母子生活支援施設、③児童養護施設、④障害児入所施設、⑤情緒障害児短期治療施設、⑥児童自立支援施設
- 3 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - ①養護老人ホーム、②特別養護老人ホーム、③軽費老人ホーム
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 5 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 6 授産施設を経営する事業及び生計困難者に無利子又は低利で資金を融通する事業
 - ①授産施設を経営する事業、②生計困難者に無利子又は低利で資金を融通する事業

<第二種社会福祉事業> (58事業)

比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅・通所サービス）です。

- 1 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業
 - ①生活必需品等を与える事業、②生活に関する相談に応ずる事業
- 2 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 3 児童福祉法に規定する以下の事業又は施設を経営する事業
 - ①障害児通所支援事業、②障害児相談支援事業、③児童自立生活援助事業、④放課後児童健全育成事業、⑤子育て短期支援事業、⑥乳児家庭全戸訪問事業、⑦養育支援訪問事業、⑧地域子育て支援拠点事業、⑨一預かり事業、⑩小規模住居型児童養育事業、⑪小規模保育事業、⑫病児保育事業、⑬子育て援助活動支援事業、⑭助産施設、⑮保育所、⑯児童厚生施設、⑰児童家庭支援センター、⑱児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の事業又は施設を経営する事業
 - ①母子家庭日常生活支援事業、②父子家庭日常生活支援事業、③寡婦日常生活支援事業、④母子・父子福祉施設

- 6 老人福祉法に規定する以下の事業又は施設を経営する事業
 - ①老人居宅介護等事業、②老人デイサービス事業、③老人短期入所事業、④小規模多機能型居宅介護事業、⑤認知症対応型老人共同生活援助事業、⑥複合型サービス福祉事業、⑦老人デイサービスセンター、⑧老人短期入所施設、⑨老人福祉センター、⑩老人介護支援センター
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する以下の事業又は施設を経営する事業
 - ①障害福祉サービス事業、②一般相談支援事業、③特定相談支援事業、④移動支援事業、⑤地域活動支援センター、⑥福祉ホーム
- 8 身体障害者福祉法に規定する以下の事業又は施設を経営する事業
 - ①身体障害者生活訓練等事業、②手話通訳事業、③介助犬訓練事業、④聴導犬訓練事業、⑤身体障害者福祉センター、⑥補装具製作施設、⑦盲導犬訓練施設、⑧視聴覚障害者情報提供施設、⑨身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 9 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 10 生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 11 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 12 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- 13 隣保事業
(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金で利用させること。その他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- 14 福祉サービス利用援助事業
(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- 15 上記の事業に関する連絡又は助成を行う事業